

広島県告示第六百八十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、呉市の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、呉市長から届出があった。

平成二十三年七月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

		上		町	苗代町
		欄		字	八幡野
		番		地	二二の一、二二の二及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部
		下		字	久井ヶ内
		欄		字	久井ヶ内
亀石		源氏高地		二〇三一及びこの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部	
				二一五の一部、二一七の二の一部、二一七の二から二一七の四まで、二一四の二、二四六の四の一部、二四六の六の一部、甲二四八の一、乙二一六三の二及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部	